

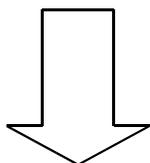
### 3 大学院の目的・役割

- 大学院の果たすべき役割については、昭和59年の「臨時教育審議会」、昭和62年に創設された「大学審議会」、中央省庁等改革によりその任務が引き継がれた「中央教育審議会大学分科会」において、これまで審議検討を実施。
- これらの答申等を踏まえ、大学院に関する政策を実施。

#### 1. 学校教育法上の大学院の位置づけ

大学には、大学院を置くことができる。(学校教育法第62条)

大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。(学校教育法第65条)



専門職大学院の創設を機に、「高度で専門的な職業能力を有する人材の養成」を大学院の目的・役割の一つとして明確化

(平成15年度～)

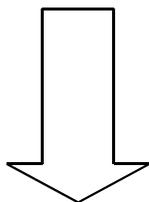
大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。  
(学校教育法第65条第1項)

大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。(学校教育法第65条第2項)

## 2. 課程制大学院における各課程の目的・役割

### ○ 博士課程

専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。  
(昭和49年大学院設置基準)



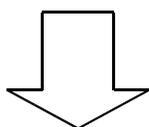
社会の多様化、複雑化等に対応し、博士課程において、大学等の研究者のみならず、社会の多様な方面で活躍し得る高度の能力と豊かな学識を有する人材を養成する必要から明確化

(平成元年度～)

専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。(平成元年大学院設置基準)

### ○ 修士課程

広い視野に立つて精深な学識を受け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。  
(昭和49年大学院設置基準)



専門職学位課程の創設に伴い、修士課程の目的を整理

(平成15年度～)

広い視野に立つて精深な学識を受け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。  
(平成15年大学院設置基準)

### ○ 専門職学位課程

高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。  
(平成15年専門職大学院設置基準)

専門職学位課程のうち専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とするものを置く専門職大学院は、当該課程に関し、法科大学院とする。  
(平成15年専門職大学院設置基準)

### 3. 大学院の目的・役割に関する答申

#### ○ 大学院制度の弾力化について(昭和63年大学審議会)

大学院は、あらゆる学問分野にわたり、基礎研究の推進を通じて学術研究の基礎を培うとともに、研究者の養成及び高度の専門的能力を有する人材の養成という役割を担うものであり、大学における教育研究の高度化はもとより、将来にわたって、我が国の学術研究水準の向上や社会・経済・文化の発展を図る上で、極めて重要な使命を担っている。

#### ○ 大学院の整備充実について(平成3年大学審議会)

大学院は、基礎研究の中心として学術研究を推進するとともに、研究者の養成及び高度の専門的能力を有する人材の養成という機能を担うものである。大学院が担うこれらの役割は、近年における学術研究の進展や急速な技術革新、社会経済の高度化・複雑化、国際化、情報化等の変化に伴い、次のように重要性を増しつつある。

- (1) 学術研究の推進と国際的貢献
- (2) 優れた研究者の養成
- (3) 高度な専門的知識・能力を持つ職業人の養成と再教育
- (4) 国際化の進展への対応

#### ○ 大学院の教育研究の質的向上に関する審議のまとめ (平成8年大学審議会)

今社会が必要としているものは、細分化された個々の領域における研究と、それらを統合・再編成した総合的な学問とのバランスのとれた発展であり、学術研究の著しい進展や社会経済の変化に対応できる、幅の広い視野と総合的な判断力を備えた人材の養成である。大学院は、これらの課題にこたえていく上で、中心的な役割を担わなければならない。このような観点から、今大学院に求められるのは、以下の三点である。

- (1) 学術研究の高度化と優れた研究者養成機能の強化
- (2) 高度専門職業人の養成機能・社会人の再教育機能の強化
- (3) 教育研究を通じた国際貢献

## ○ 21世紀の大学像と今後の改革方策について(平成10年大学審議会)

大学院は基礎研究を中心として学術研究を推進するとともに、研究者の養成及び高度の専門的能力を有する人材の養成という役割を担うものである。一層変化が激しく複雑化していく21世紀の社会を迎えるに当たり、これからの大学院に特に求められることは、①学術研究の高度化と優れた研究者の養成機能の強化、②高度専門職業人の養成機能、社会人の再学習機能の強化、③教育研究を通じた国際貢献の3点であり、・・・。

大学院は、それぞれの課程の目的・役割を明確化していくことが課題となっており、とりわけ修士課程にあっては、研究者養成の一段階又は高度専門職業人の養成などその役割の方向性を明らかにし、それに即して、学部段階で培われた専門的素養のある人材として活躍できる基礎的能力に立ち、専門性を一層向上させていくことが重要である。また、博士課程にあっては、基礎的・先駆的な学術研究の推進、世界的な学術研究の拠点、優れた研究者の養成などの中核的機関としての基本的な役割が極めて重要である。